

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について (中間報告)

1 経 過

- ・平成 24 年 3 月 「滋賀県流域治水基本方針」策定
- ・平成 26 年 3 月 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」(以下「条例」という。)制定
- ・令和 2 年 7 月 国も流域治水の取組開始
- ・令和 3 年 7 月 流域治水関連法施行(都市計画法、建築基準法、特定都市河川浸水被害対策法等)
- ・令和 5 年 10 月 社会情勢変化、条例 10 年を踏まえ、検証開始を常任委員会で報告
- ・令和 5 年 11 月 条例に基づく取組の検証について審議会に諮問
- ・令和 5 年 11 月～ 審議会開催 条例に基づく取組の検証に関する審議(計 3 回)

2 審議会での主な意見

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

- ・条例制定以降の流域治水関連法をはじめとした法改正や関連の国施策を取り入れていくべき。
- ・気候変動を考慮した対応をとるべき。

② 本県独自取組の必要性について

- ・非居住地においても浸水警戒区域の指定を推進すべき。

③ 新たに取り組むべき課題について

- ・3 m未満の浸水深についても要配慮者利用施設等の規制を検討すべき。
- ・グリーンインフラ、Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点を追加すべき。

3 今後の予定

- ・令和 6 年 11 月 滋賀県流域治水審議会で答申素案審議
- ・令和 7 年 1 月 滋賀県流域治水審議会で答申案審議
- ・令和 7 年 1 月末 滋賀県流域治水審議会から答申
- ・令和 7 年 3 月 常任委員会へ検証結果の報告
- ・令和 7 年度 答申を踏まえた条例改正の検討